

平成19年5月14日

利用者（団体）各位

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立赤城青少年交流の家所長

橋川 廣司

施設使用料の徴収について

日頃より独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家をご利用いただき誠にありがとうございます。また、当施設の教育活動にご理解とご協力を賜り併せて厚く御礼申し上げます。

さて、国立赤城青少年交流の家の運営経費は、国からの運営費交付金と自己収入金で成り立っております。

そのうち運営費交付金につきましては、毎年減額されております。

私たちは、みなさんに従前と変わらない研修環境を提供するために経費節減等、日々努力して参りましたが、それも限界となり、誠に申し訳ありませんが、平成19年10月から学校その他の教育機関や青少年教育関係者による研修等にご利用いただく場合を除く一般利用に対しまして、光熱水量・燃料費相当額として、1人1泊当たり250円の施設使用料を頂くことになりました。

なにとぞ、ご理解の上ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、不明な点がございましたら下記あてにお問い合わせくださるようお願いいたします。

問い合わせ先 事業推進課 事業推進係

電話番号 027-289-7224